

とする。

2 応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村がその都度協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当課等が協議して定める。

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保持する。

平成8年3月1日

熊谷市宮町2-47-1

熊谷市

熊谷市長 小林 一 夫

東松山市松葉町1-1-58

東松山市

東松山市長 坂 本 祐 之 輔

坂戸市千代田1-1-1

坂戸市

坂戸市長 宮 崎 雅 好

滑川町福田750-1

滑川町

滑川町長 上 野 昇

嵐山町菅谷445-1

嵐山町

嵐山町長 関 根 昭 二

小川町大字大塚55

小川町

小川町長 松 本 繁 夫

都幾川村大字桃木32

都幾川村

都幾川村長 田 中 郁 也

玉川村大字玉川2490

玉川村

玉川村長 柏 俣 昌 平

川島町大字平沼1175

川島町

川島町長 山 口 泰 正

吉見町下細谷411

吉見町

吉見町長 新 井 敬 三

鳩山町大豆戸184-16

鳩山町

鳩山町長 宮 崎 得 一

東秩父村大字御堂634

東秩父村

東秩父村長 山 崎 要 治

大里村中曾根654-1

大里村

大里村長 吉 原 文 雄

## 2-2 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町（以下「構成市町」という。）は、埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）に基づく広域的施策の一環として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、構成市町の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市町の要請に応え、相互に連携協力して迅速かつ円滑な救援活動を遂行するために必要な事項を定め、以て、住民生活の安全に寄与することを目的とする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援活動を遂行するために必要な情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- (3) 救援活動に必要な職員の派遣
- (4) 避難場所、避難施設の提供
- (5) その他、救援活動に必要な資機材及び労務の提供で、特に要請のあった事項

(連絡担当課等)

第4条 構成市町は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、第2条に規定する災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町は、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援に要する経費は、応援を受ける市町の負担とする。ただし、市町相互の協議により、応援を行う市町の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

(連絡会議)

第7条 この協定の遂行に関し必要な事項を協議するため、構成市町の防災担当をもって組織する連絡会議を設置する。

2 連絡会議は随時開催とし、前項の協議のほか、防災に関する情報交換及び調査研究を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、構成市町長が記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成10年6月1日

川越市長 舟橋功一

坂戸市長 宮崎雅好

鶴ヶ島市長 品川義雄

日高市長 駒野昇

川島町長 山口泰正

毛呂山町長 小峰俊三

越生町長 本清一雄

## 2-3 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、芳賀町又は川島町（以下「協定町」という。）において、災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）において十分な応急処置が実施できない場合に、一方の協定町（以下「応援町」という。）が、被災町の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定町は、要請と応援の円滑化を図るための連絡責任者として、防災主管課長を充て、災害が発生したときは速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援種類)

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員（以下「派遣職員等」という。）の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に要する資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害ボランティアの斡旋
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に被災町より要請のあった事項

(応援要請)

第4条 援助要請を行うことが必要となった被災町は、災害発生日時、被害状況、要請理由に続き、次に掲げる事項のうち必要とするものを電話等で要請し、後日速やかに文書提出を行うものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる派遣職員等の職種、人数
- (2) 前条第2号から第5号までに掲げる種類、数量
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(派遣職員等の業務命令系統)

第5条 派遣職員等は、被災町の災害対策本部等の指揮下で行動するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災町との連絡が取れない場合で、応援町が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援町は被災情報等を収集し、被災町に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(経費負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

- (1) 応援町が負担する経費
  - ア 派遣職員等の人件費
  - イ 公務上の災害補償費
  - ウ 派遣職員等が被災町への往復途中で第三者に損害を与えた場合の賠償費等
  - エ 前条第2項に規定する情報収集に要する経費
- (2) 被災町が負担する経費
  - ア 応援物資の調達に要する経費
  - イ 派遣職員等の派遣及び食料宿泊等に要する経費
  - ウ 派遣職員等が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

2 被災町が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがない場合、又は被災町から要請があった場合、応

援町は当該経費を一時立替支弁するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、被災町の被災状況を勘案し、特段の事情が認められる場合は応援に要した経費の負担については、協定町間で協議をすることができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び、この協定に関して疑義が生じた事項は、協定町間においてその都度協議の上、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、協定町押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成17年8月23日

栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地  
芳賀町長 森 仁

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地  
川島町長 高田康男

## 2-4 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）

第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

埼玉県

県内全市町村



## 2-5 災害時の相互応援に関する実施要領

### 1 定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

### 2 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

### 3 応援手続き

#### (1) 単一の市町村に要請する場合（協定第 3 条第 1 項）

##### ① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式 1）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

##### ② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線で回答する。

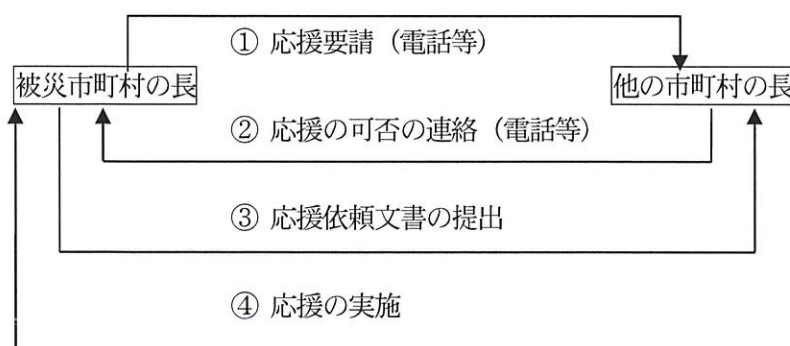
あわせて、受信した様式 1 に可能な応援を削除して、県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付する。

##### ③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式 1 を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書（様式 3）を送付する。

##### ④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式 3 の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式2）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはN T T回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式2を県防災行政無線の一斉F A Xで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式2を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはN T T回線で回答する。

④ 連絡

県は、提出された様式2を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式2に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはN T T回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式2を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式3-2）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式3-2の応援を実施する。

